

総合評価方式における配置予定技術者の取扱いについて

平成28年10月1日施行
令和4年9月2日最終改正

総合評価方式における配置予定技術者について、入札参加資格要件としての資料及び技術提案資料提出に当たり配置予定技術者を特定できない場合、複数名を候補者とすることができるものとし、この場合の取扱いについて下記のとおりお知らせします。

1. 対象

平成28年10月1日以降入札公告を行う工事
(総合評価方式で落札者を決定するもの)

2. 配置予定技術者の候補者数

配置予定技術者を特定できない場合、3人を限度として候補者とすることができます。

3. 候補者を複数名とした場合の配置予定技術者の資格・工事等施工経験調書(様式第3号)及び技術提案資料作成方法等

評価項目	作成方法・留意事項	対象型式
主任(監理)技術者の保有する資格	ア 候補者ごとに、様式第3号及び様式第6号を作成するとともに、全ての候補者の資料を添付してください。 イ 評価は、最も資格の低い者をもって評価します。 ウ 候補者が他の入札案件と重複する場合、欄外又は任意の様式に、重複する工事名及びその工期を記載してください。	・標準型 ・簡易型 ・特別簡易型 すべての型式
主任(監理)技術者の同種工事(公共工事)の施工経験の有無	ア 候補者ごとに様式第6号を作成するとともに、全ての候補者の資料を添付してください。 イ 評価は、全ての候補者が同種工事の施工経験を有する場合に評価します。	
継続学習(CPD)の取組状況	ア 全ての候補者について、様式第7号に記載するとともに資料を添付してください。 イ 評価は、全ての候補者が取得している場合に評価します。	

4. 配置予定技術者の確認

(1) 参加資格要件の審査を事後に行う案件

落札候補者に対しては、配置予定技術者の候補者数にかかわらず事後に参加資格確認のため、配置予定技術者の確認を行いますので、別途指定する期限までにファクシミリで配置予定技術者を連絡してください。

期限までに配置予定技術者の連絡がない場合又は配置ができないと認められる場合は、失格とします。

(2) 参加資格要件の審査を事前に行う案件

落札候補者が提出した配置予定技術者の変更については、下記5(1)の「やむを得ない事由」に該当する場合以外認められませんので、技術提案資料の提出の際は十分ご留意ください。

5. 配置予定技術者の変更

(1) 開札後落札者決定前

一度提出した技術提案資料の引換え、差換え及び撤回はできませんが、配置予定技術者について、全ての候補者がやむを得ない事由により配置できない場合、次の要件に該当する場合に限り変更を認めます。

この場合において、加算点の変更は行いません。

※ 「やむを得ない事由」とは、配置予定技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合を想定しています。

[要件]

変更後の配置予定技術者が、上記3の全ての評価項目について、変更前の配置予定技術者と同等以上の評価を受けることができる者であること。

(2) 落札者決定後契約締結前

上記4で確認した配置予定技術者について、やむを得ない事由により配置できない場合、上記5(1)の要件を満たす場合に限り変更を認めるものとします。

万一、当該要件を満たさない場合は、施工の担保及び虚偽の記載があった場合の措置と同様に、配置技術者に係る加算点を工事成績評定点から減点します。

6. その他

上記4(1)で失格となった場合について、直ちに指名停止の措置を行うことはありません。

ただし、落札候補者の失格が多発するなど入札契約事務に支障を来す場合等は、この取扱いの見直しを行います。

また、上記4(2)で変更事由が認められないときは、『下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱』に抵触する場合がありますので、ご留意ください。

総合評価方式における配置予定技術者につきましては、十分にご検討、ご確認の上、技術提案資料の作成を行うようご協力をお願いいたします。